

## **[事案 2023-174] 損害賠償請求**

・令和6年2月9日 裁定終了

### **<事案の概要>**

保険会社の不当行為を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

保険会社が自分への対応業務を弁護士に委任し、弁護士は自分に対して受任を通知して対応業務等を行っているが、保険会社に不当行為があったことから、以下(1)乃至(5)に対し損害賠償してほしい。

- (1)「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」(以下「本指針」)によれば、センシティブ情報のうち要配慮個人情報についてはオプトアウトを用いることができないとされていることに留意すると規定されているが、保険会社は、自分の承諾なしに、要配慮個人情報とされている自分の病歴等の情報を弁護士に提供している。
- (2)裁定審査会は非公開であるところ、自分の申立書、添付書類一覧表、証拠書類が保険会社から不当に持ち出され、答弁書や反論書をその弁護士が作成している。
- (3)弁護士は、上記(1)(2)で不当に持ち出した自分の個人情報をいまだに保持している。
- (4)本指針においては、生命保険会社等は、個人情報を第三者から取得する場合、本人の利益を不当に侵害しないものとするとともに、あらかじめ利用目的を公表しなければならないと規定されているところ、保険会社は、弁護士作成の連絡文書にて、病院への文書請求ないし面談に関する委任状を要求しているが、この調査によるセンシティブ情報の取得については約款などに利用目的が公表されていない。
- (5)連絡文書において、自分の保険会社に対する直接連絡に関して、「貴殿に対する法的措置を検討せざるを得ません」などと記載されているが、それは脅迫である。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)個人情報保護法27条は、個人情報取扱事業者は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを「第三者」に提供してはならない旨を規定しているが、個人情報取扱事業者が弁護士に法律相談や交渉事件の委任をする場合、その弁護士は個人情報保護法27条の「第三者」には該当しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、上記申立人の主張のうち、(1)(3)(4)(5)については、保険会社の不当行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了し、(2)については、以下の理由により裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)裁定審査会は、裁定手続を原則として公開しないと規定しているが、裁定手続に当事者の代理人が参加することを認めており、弁護士が当事者等の委嘱によって法律事務を行うこ

とができることから、弁護士が代理人となることを認めている。したがって、保険会社が弁護士を代理人としたことは裁定審査会の手続に反することではない。

- (2) 申立人は、申立書および事情聴取において、個人である申立人が多額の弁護士費用を払うことができず弁護士に依頼できないにもかかわらず、保険会社が弁護士を代理人に立てることが不公平である旨主張しているが、保険会社がどの案件を弁護士に依頼するかどうかは専ら保険会社の経営方針によるものであり、これに関する判断を裁定審査会が行うことは適当ではない。また、裁定審査会が弁護士を保険会社の代理人とすることを認めていることについては、裁定審査会の運営方法に関するもので、その当否についての判断を裁定審査会が行うことは適当ではない。